2　第四十条第一号の登録は、登録適合性判定員講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一～四　［略］

（登録の更新）

第四十四条　第四十条第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前三条の規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

（講習事務の実施に係る義務）

第四十五条　講習実施機関は、公正に、かつ、第四十三条第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

一　第四十条第一号イからニまでのいずれかに該当する者であることを受講資格とすること。

二～九　［略］

十　修了考査に合格した者に対し、別記様式第五十による修了証明書（第四十七条第八号及び第五十三条第一項第五号において単に「修了証明書」という。）を交付すること。

（登録事項の変更の届出）

第四十六条　講習実施機関は、第四十三条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（講習事務規程）

第四十七条　講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した講習事務に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一～九　［略］

十　財務諸表等（法第四十九条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下同じ。）の備付け及び財務諸表等に係る第四十九条第二項各号の請求の受付に関する事項

十一　第五十三条第一項の帳簿その他の講習事務に関する書類の管理に関する事項

十二～十四　［略］

（講習事務の休廃止）

第四十八条　［略］

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第四十九条　［略］

2　登録適合性判定員講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一～三　［略］

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、次に掲げるもののうち講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ　講習実施機関の使用に係る電子計算機と当該請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使

2　第十二条第一号の登録は、登録適合性判定員講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一～四　［同上］

（登録の更新）

第十六条　第十二条第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前三条の規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

（講習事務の実施に係る義務）

第十七条　講習実施機関は、公正に、かつ、第十五条第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

一　第十二条第一号イからニまでのいずれかに該当する者であることを受講資格とすること。

二～九　［同上］

十　修了考査に合格した者に対し、別記様式第十一による修了証明書（第十九条第八号及び第二十五条第一項第五号において単に「修了証明書」という。）を交付すること。

（登録事項の変更の届出）

第十八条　講習実施機関は、第十五条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（講習事務規程）

第十九条　講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した講習事務に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一～九　［同上］

十　財務諸表等（法第四十九条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下同じ。）の備付け及び財務諸表等に係る第二十一条第二項各号の請求の受付に関する事項

十一　第二十五条第一項の帳簿その他の講習事務に関する書類の管理に関する事項

十二～十四　［同上］

（講習事務の休廃止）

第二十条　［同上］

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第二十一条　［同上］

2　登録適合性判定員講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一～三　［同上］

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、次に掲げるもののうち講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ　講習実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線